

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

1. 背景

総務大臣は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 21 条第 1 項に基づき、利用者の利益に及ぼす影響が大きい特定電気通信役務に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができるものと認められる水準の料金を料金指数により設定し、その料金指数を基準料金指数として、その適用する日の 90 日前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知することとしている。

基準料金指数は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「規則」という。）第 19 条の 5 第 1 項に定める次式により算定することとし、同条第 2 項に基づき適用期間は毎年 10 月 1 日から 1 年間としている。

基準料金指数

= 前適用期間の基準料金指数 \times (1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因)

基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率（以下「X 値」という。）は、同条第 4 項に基づき 3 年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定することとしている。現在の X 値の有効期間は令和 6 年 9 月末までであることから、令和 6 年 10 月から令和 9 年 9 月末までの間で適用する次期 X 値を新たに算定する必要がある。

次期 X 値の算定に当たっては、総務省において令和 4 年 12 月から「上限価格方式の運用に関する研究会」（座長：辻正次 神戸国際大学学長）を計 9 回開催し、X 値の考え方について整理を行い、X 値 = 0% を採用することとされた。

2. 諮問事項

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に対して令和6年10月から適用する基準料金指数※1を以下のとおり設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行うものである。

特定電気通信役務の種別	R5. 10~R6. 9	R6. 10~R7. 9
音声伝送役務※2	98.0	101.1

※1・・・平成12年4月の料金水準を100とする。基準料金指数の算定に当たっては、消費者物価指数変動率：3.2%、生産性向上見込率（X値）：0%、外生的要因：なし、として算定している。

※2・・・規則第19条の4に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東日本・西日本が提供する加入電話・ISDNの基本料・通話料等、公衆電話の通話料等を指す。

【参照条文】

○ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると思われる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 （略）

（審議会等への諮問）

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 （略）

二 （略）第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、（以下、略）

三・四 （略）

○電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。）とする。

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×（1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因）

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数＝ $(\sum P_{t i} S_i \div \sum P_{o i} S_i) \times 100$

$P_{t i}$ は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

$P_{o i}$ は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で $P_{t i}$ に対応するもの

S_i は、 $P_{t i}$ が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

（基準料金指数の通知期間）

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。